

デイサービスセンター梅の里（指定通所介護事業）利用契約書

利用者 様（以下「契約者」という。）と知多東部デイサービスセンター梅の里（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（サービスの目的及び内容）

第1条 事業者は、介護保険法関係法令及び本契約に従い、契約者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、契約者の心身の機能維持を図るとともに、その家族等の方の負担を軽減することを目的として、事業所において日常生活上の必要な各種サービス（以下「サービス」という。）を提供します。

2 サービスの詳細な内容は、別にお示しする「通所介護計画書」（以下「計画書」という。）に記載のとおりです。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（通所介護計画の作成・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画に沿って、その契約者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて計画書を作成します。

- 2 事業者は、計画書について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者またはその家族等の要請に応じて、計画書について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、計画書の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、計画書を変更します。
- 4 事業者は、計画書を変更した場合には、契約者に対してその内容を説明し、同意を得るものとします。

（サービス提供の記録等）

第4条 事業者は、利用者にサービスを提供した際には、「通所介護記録書」（以下「記録書」という。）に提供したサービス内容等の必要事項を記載します。

- 2 事業者は、記録書をその完結の日から5年間保存します。
- 3 契約者またはその代理人は、事業者に対し記録書の閲覧および実費負担による謄写を求めることができます。

（利用者負担金及びその滞納）

第5条 サービスに対する契約者の負担金（以下「利用料」という。）は、「デイサービスのご紹介（指定通所介護事業重要事項説明書）」（以下「説明書」という。）に記載するとおりです。ただし、利用料のうち法定給付サービス分については、介護保険法関係法令に基づいて定められるため、契約期間中にその法令が改正された場合には、改正後の金額を適用するものとします。

- 2 契約者が利用をキャンセルするときは、事業者は契約者に対して説明書に記載のキャンセル料を請求できるものとします。
- 3 事業者は前2項に定める利用料及びキャンセル料を1ヶ月ごとに（1ヶ月に満たない場合は、利用日数に基づいて）計算し、請求書を送付します。

- 4 契約者は前項の請求書に記載の金額を、事業者の指定する日までに事業者の指定する方法で支払います。
- 5 事業者は契約者からの前項支払いのを受けたときは、契約者に対して領収書を発行します。
- 6 契約者が正当な理由なく第4項に規定する支払いを3ヶ月以上滞納し、事業者が1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを求めても応じない場合には、事業者は本契約を解除することができます。
- 7 前項の規定により契約を解除する場合には、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に連絡し、契約者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

(守秘義務)

第6条 事業者は、業務上知りえた契約者及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、契約者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約を終了した後も継続します。

- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ文書による契約者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(損害賠償)

第7条 事業者は、そのサービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(契約の終了事由)

第8条 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、本契約は終了するものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定等により契約者が非該当と判定された場合
- (3) 契約者が介護保険施設に入所した場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 事業者が指定居宅サービス事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第2条の規定により、契約者から契約終了の申し入れがあり、本契約の有効期間が満了した場合
- (7) 第9条又は第10条の規定により、本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの解約)

第9条 契約者は、本契約の有効期間中、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、本契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1週間の予告期間をもって本契約を解除することができます。

- (1) 第5条第6項に規定する場合
 - (2) 契約者が故意に法令や施設管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合
- 2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事態の回復が見込めないときは、即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が伝染性疾患により、他の契約者及び介護者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合
 - (2) 契約者の行動が他の契約者及び介護者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを予防するのが困難な場合

(精算)

第 11 条 第 8 条により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料及びキャンセル料の支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約者（死亡の場合にあってはその相続人）は契約終了日から 1 ヶ月以内に精算するものとします。

(苦情対応)

第 12 条 契約者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、保険者、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、契約者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、不利益な取り扱いをすることはありません。

(協議事項)

第 13 条 本契約の定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところにより、事業者と契約者との協議により定めるものとします。

上記の契約を証するため、本書を 2 通作成し、契約者（必要な場合には、契約者の署名代行者）及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとします。

<運営法人>

住所 東海市養父町浜脇 3 3 番地
法人名 有限会社 糸半
代表者 代表取締役 天 草 将 仁

<事業者>

住所 知多市西巽が丘 2 丁目 18 番地 7
事業者 知多東部デイサービスセンター梅の里
代表者 管理者 天 草 麻 未